

レツツ原価管理Go2 保守規約

第1条(定義)

本規約において利用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1)「本規約」とは、「レツツ原価管理Go2保守規約」をいいます。
- (2)「その他の規程」とは、当社サイト上で当社が定める、本規約以外の本サービスに関するその他の規程をいいます。
- (3)「本契約」とは、本サービスの利用に関する当社とユーザーとの間のサポート契約をいいます。
- (4)「当社」とは、株式会社レツツをいいます。
- (5)「パートナー」とは、当社指定の販売代理店若しくは当該販売代理店指定の再販売代理店をいいます。
- (6)「ユーザー」とは、当社又はパートナーから本サービスを購入し、当社との間で本契約を結ぶことで、本サービスをエンドユーザーとして利用する者をいいます。
- (7)「本ソフトウェア」とは、当社が販売する「レツツ原価管理Go2」という名称のソフトウェア及びこれに関するマニュアル等のドキュメント類をいいます。
- (8)「本サービス」とは、ユーザーによる本ソフトウェアの使用をサポートするサービスをいいます。
- (9)「本サーバー等」とは、ユーザーが本ソフトウェアをインストールする先の、ユーザー管理に係るサーバー(クラウドサーバーを含みます。)又はPCをいいます。
- (10)「当社サイト」とは、本サービスの情報等を掲載した当社が運営するウェブサイトをいいます。
- (11)「ユーザー登録」とは、当社所定の方法によりユーザーとして登録することをいいます。
- (12)「登録事項」とは、ユーザーがユーザー登録をする際に登録する当社所定の情報をいいます。

第2条(適用範囲)

- 1 本規約は、本契約において当社とユーザーとの間に適用されます。ユーザーは、本規約の全ての内容に同意した上で、本サービスの利用申込を行うものとします。
- 2 その他の規程は、本規約の一部を構成するものとします。本規約の規定とその他の規程の内容が異なる場合は、本規約が優先して適用されます。
- 3 パートナーは、当社の代理人ではありません。ユーザーは、独立した契約当事者であるパートナーから、本サービスを購入することができます。ユーザーがパートナーから本サービスを購入した場合、当該本サービスは、当該パートナーが当社から当該本サービスを購入したこと(以下「前提契約」といいます。)が有効であることを前提とします。前提契約が、その理由を問わず終了した場合、ユーザーは、本サービスの提供を受けられなくなります。

第3条(登録)

- 1 本サービスの利用申込は、本ソフトウェアの購入に際してユーザー登録を行うことによって、行うものとします。ユーザー登録を完了することが、本契約の成立条件となります。
- 2 ユーザーは、登録事項が全て正確であることを保証します。
- 3 当社は、ユーザーが以下のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断した場合は、理由を一切開示することなく、ユーザー登録を認めないことができます。
 - (1)当社所定の方法によらずに登録の申込を行った場合
 - (2)登録事項の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (3)本規約に違反するおそれがある場合
 - (4)過去に本規約に違反した者又はその関係者である場合
 - (5)本サービスと同種又は類似するサービスを現に提供している場合又は将来提供する予定である場合
 - (6)その他登録が妥当でない場合
- 4 ユーザーは、登録事項に変更が生じた場合は、直ちに当社所定の方法により、登録事項の変更の手続きを行うものとします。ユーザーがこれを怠ったことにより損害を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第4条(本サービスの範囲)

- 1 当社が提供する本サービスの範囲は、以下の各号のとおりです。なお、本サービスは、準委任形態で行われるものとします。
 - (1)レツツ原価管理Go2の機能、操作方法及び説明書の内容に関して、次条に定める対応窓口を通じて、ユーザーから、メール、電話又はFAXを通じて問い合わせが行われた場合に、同条に定める対応時間内において、遅滞なく回答
 - (2)上記の問い合わせへの対応に必要な範囲で、ユーザーの同意を得て、リモートコントロールによるサポートを実施
 - (3)ユーザーがレツツ原価管理Go2のオリジナル媒体を紛失、損傷した場合に、提供可能な代品を提供。代品については、提供時点でサポート可能なプログラムとし、購入時と同じバージョンのプログラムの提供を保証するものではない
 - (4)当社所定の方法による、レツツ原価管理Go2に関する情報の提供
 - (5)ユーザー専用サポートサイトを通じた以下のサービス
 - ① リビジョンアッププログラムの提供(ただし、本ソフトウェアにカスタマイズが加えられている場合は、対応の可否及び対応する場合の費用について、別途の協議とします。)

- ② 電子ユーザー マニュアルの提供
 - ③ 汎用的サンプルコンテンツの提供
- (6)バージョンアッププログラムの特別価格での提供
- (7)アップグレード(本ソフトウェアに係るライセンス契約におけるクライアント数の追加又は機能の追加に係る契約内容の変更を意味します。)の特別価格での提供
- 2 以下の各号の作業は、本サービスの対象外とします。なお、当該作業の実施をユーザーが希望する場合、その受託の可否及び費用は、当社と協議の上定めるものとします。
- (1)レッツ原価管理Go2の使用に関するユーザーの要員の教育
 - (2)レッツ原価管理Go2の瑕疵の修補
 - (3)レッツ原価管理Go2のデータ復元
 - (4)レッツ原価管理Go2の稼働不良に対する原因調査
 - (5)レッツ原価管理Go2を使用するためにユーザーにおいて必要なソフトウェア、ハードウェア若しくはネットワーク等の環境(以下「稼働環境」といいます。)の整備
 - (6)稼働環境の変更への対応
 - (7)レッツ原価管理Go2以外のソフトウェア、ハードウェア若しくはネットワーク等に起因する障害等への対応
 - (8)ユーザー又は第三者がレッツ原価管理Go2!又は稼働環境の改変・修理・追加・目的外使用・移管・連結をしたことに起因する障害等への対応
 - (9)ユーザー又は第三者の責めに帰すべき事由に起因する障害等への対応
- 3 当社は、次の各号に定める事由が生じた場合、何らの責任を負うことなく、当社が必要と判断する期間、本サービスの提供を制限、中断又は終了する措置を講じることができます。その場合でも、ユーザーは、当該措置を講じられている期間の本サービスの代金の支払義務を免れません。
- (1)レッツ原価管理Go2以外のソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク若しくは通信回線等に起因する障害等が生じた場合
 - (2)ユーザー又は第三者がレッツ原価管理Go2又は稼働環境の改変・修理・追加・移管・連結をしたことに起因する障害等が生じた場合
 - (3)ユーザー又は第三者の責めに帰すべき事由に起因する障害等が生じた場合
 - (4)ユーザーが、本サービスの代金の全部又は一部を未払いの場合
 - (5)ユーザーが、当社が本サービスを円滑に提供するために必要な協力を遅延し又は実施しない場合若しくは不完全な実施であった場合
 - (6)ユーザーが本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (7)その他、当社の責めに帰すべき事由によらずに本サービスの全部又は一部を中断又は制限する必要がある場合

第5条(対応時間・対応窓口・対応地域)

1 本サービスの対応時間は、以下のとおりとします。

- (1)土、日、祝祭日及び当社が指定する休日を除く、平日の9時から12時及び13時から18時まで
- (2)前項の時間帯以外での対応をユーザーが希望する場合、その受託の可否及び費用は、別途協議

2 本サービスの対応窓口は、以下のとおりとします。

- (1)名称:レッツサポートセンター
Email:info@lets-co.com
電話:0120-225-862
FAX:0229-22-3506

(2)前項の対応窓口以外での連絡をユーザーが行った場合、当社はそれに対応できません。

(3)電話での問い合わせが連続して30分を超える場合は、対応を一度中断させていただく場合があります。

3 本サービスの対応地域は、日本国内とします。

第6条(本サービスの利用条件)

- 1 ユーザーは、コンピューター等のハードウェア、ソフトウェア、インターネット接続回線、セキュリティの確保、第三者のソフトウェア等の利用許諾等、本サービスを利用するために必要となる環境を、自らの責任と費用において整備するものとします。当社は、ユーザーが整備するこれらの環境に関して、一切の責任を負わないものとします。
- 2 ユーザーは、本サービスの利用権を、第三者に対して、貸与、譲渡、売買、担保提供、その他一切の処分をしてはならないものとします。
- 3 ユーザーは、当社からリビジョンアッププログラムの提供を通知された場合は、直ちにこれをインストールするものとします。ユーザーがこれを怠ったことにより損害を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第7条(再委託)

- 1 当社は、当社の責任において、本サービスの全部又は一部を第三者に再委託できます。
- 2 当社は、再委託先に対して、本規約に基づく自己の義務と同内容の義務を負わせるものとし、再委託先の行為に関して、ユーザーの責めに帰すべき事由がある場合を除き、自ら本サービスを実施した場合と同様の責任を負うものとします。

第8条(知的財産権等)

- 1 本サービスに関する、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止法上の権利、その他一切の財産的若しくは人格的権利は、全て当社に帰属します。本規約に定める本サービスの利用は、本サービスに関する当社の上記各権利の譲渡を意味するものではありません。
- 2 ユーザーは、本規約に明示された内容及び限度を超えて、本サービスを利用することはできません。

第9条(契約期間等)

- 1 本契約の期間は、本契約成立日から開始し、本サービスの利用申込時にユーザーが選択した期間の月末までとします。
- 2 当社は、本契約の期間満了月の前月末日以降に、ユーザーに対し、本契約を更新するか確認の通知をします。これに対して、ユーザーより、本契約の期間満了日の前日までに、更新する旨の通知がなされた場合、本契約は更新されます。なお、更新期間は、当社とユーザーが協議の上定めるものとします。
- 3 前項の更新が行われなかった場合、その他本契約が終了した場合でも、ユーザーが本契約の再開を求める場合は、当社とユーザーが協議の上、その条件を定めるものとします。
- 4 本契約の期間中に、契約者と当社の合意に基づき本ソフトウェアがアップグレードされた場合でも、本サービスの代金は、本契約が更新されるまでの間は従前の金額のままでし、更新以降、アップグレードに対応した金額が適用されるものとします。

第10条(解約)

ユーザーは、本契約をいつでも解約することができます。ただし、本契約の期間中に解約する場合は、本契約の残期間分の本サービスの代金を、解約時に一括して支払うものとします（本契約の残期間分の本サービスの代金を支払済の場合は、当該支払済の代金を返金しないものとします。）。

第11条(解除)

- 1 当社は、ユーザーが以下の各号のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断した場合は、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1)本規約のいずれかの条項に違反し、当社指定期間に内に違反状態が是正されない場合
 - (2)支払停止若しくは支払い不能となり、又は、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくはこれらに類する手続きの開始の申立てがあった場合
 - (3)自ら振出し、もしくは引受けた手形または小切手につき、不渡りの処分を受けた場合
 - (4)差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあった場合
 - (5)租税公課を滞納し、その保全差押を受けた場合
 - (6)解散または営業停止状態となった場合
 - (7)第2乃至前号の他、ユーザーの信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断した場合
 - (8)監督官庁より事業停止命令を受け、または事業に必要な許認可の取消処分を受けた場合
 - (9)株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化し従前の会社との同一性が失われた場合
 - (10)反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている場合
 - (11)当社に対する重大な背信行為があった場合
 - (12)その他、当社がユーザーによる本サービスの利用を適当でないと判断した場合
- 2 ユーザーは、前項各号のいずれかに該当し、又は、該当すると当社が判断した場合は、当社に対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちに当社に対する全ての債務の履行をしなければなりません。
- 3 第1項に基づき本契約が解除された場合でも、当社は、受領済みの本サービスの代金を返還せず、また、ユーザーは、本契約の残期間分の本サービスの代金の支払義務を免れないものとします。
- 4 当社は、本条に基づき当社が行った行為によりユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

第12条(秘密保持)

ユーザーは、本サービスに関連して当社がユーザーに対して秘密に扱うことを指定して開示した情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、開示目的以外に使用せず、また、第三者に開示しないものとします。

第13条(個人情報の取扱い)

当社は、個人情報を、当社所定の「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第14条(本規約の変更)

- 1 当社は、その理由を問わず本規約をいつでも任意に変更することができるものとし、ユーザーはこれに同意します。
- 2 当社が別途定める場合を除き、本規約の変更は、当社サイトに掲載する方法によってユーザーへ通知します。
- 3 本規約の変更は、前項の通知の時点より効力を生じるものとします。
- 4 ユーザーが本規約変更後も本サービスを利用する場合、本規約の変更に同意したものとみなします。

第15条(連絡)

- 当社からユーザーへの連絡は、書面の送付、電子メールの送信、本サービス上の表示又は当社サイトへの掲載等、当社が適切と判断する手段によって行います。当該連絡が、電子メールの送信、本サービス上の表示又は当社サイトへの掲載によって行われる場合は、インターネット上に配信された時点でユーザーに到達したものとします。
- 本サーバー等がインターネットに接続できる環境にある場合、本ソフトウェアはインターネットに自動接続され、当社からのお知らせを本サービス上で表示することがあります。
- ユーザーから当社への連絡は、第5条所定の連絡方法によってのみ行うものとします。当社は、これ以外からの問い合わせについては、対応できないものとします。

第16条(紛争処理及び損害賠償)

- ユーザーは、本サービスに関する損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償するものとします。
- ユーザーは、本サービスに関する第三者又はパートナーとの間で紛争が生じた場合、直ちにその内容を当社に通知すると共に、ユーザーの費用と責任において、当該紛争を処理し、その進捗及び結果を当社に報告するものとします。当社は、パートナーによる行為について、ユーザーに対し、一切責任を負いません。
- 当社は、本サービスの提供に際して、自己の故意又は重大過失によりユーザーに損害を与えた場合についてのみ、これを賠償するものとします。その場合に、賠償すべき損害の範囲は、ユーザーに現実に発生した通常の損害に限る（逸失利益を含む特別の損害は含まない。）ものとし、賠償すべき損害の額は、当該ユーザーに係る本サービスの代金の直近1年間分の金額を限度とします。なお、本条は、債務不履行、契約不適合責任、原状回復義務、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、全ての損害賠償等に適用されるものとします。

第17条(権利義務の譲渡)

- 当社は、ユーザーに対する債権を第三者に譲渡できるものとし、ユーザーは、そのためにユーザーの個人情報等が当該第三者に提供されることを承諾するものとします。
- ユーザーは、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分を行うことはできないものとします。

第18条(存続条項)

本契約終了後も、第2条(適用範囲)第2項及び第3項、第6条(本サービスの利用条件)、第7条(再委託)第2項、第8条(知的財産権等)、第9条(契約期間等)第3項、第10条(解約)、第11条(解除)第3項及び第4項、第12条(秘密保持)、第13条(個人情報の取扱い)、第15条(連絡)、第16条(紛争処理及び損害賠償)、第17条(権利義務の譲渡)、本条(存続条項)、第19条(完全合意)、第20条(分離可能性)、第21条(準拠法)、第22条(管轄)、第23条(協議解決)、並びにその他各規定の趣旨に照らし当然に存続する権利及び義務は、なお有効に存続します。

第19条(完全合意)

本規約は、本契約に係る当事者間の完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本契約に係る当事者間の事前の合意、表明及び了解に優先します。

第20条(分離可能性)

本規約の規定の一部が法令又は裁判所により違法、無効又は不能であるとされた場合においても、当該規定のその他の部分及び本規約のその他の規定は有効に存続します。

第21条(準拠法)

本規約の準拠法は、日本法とします。

第22条(管轄)

本サービスに関するユーザーと当社の間で紛争が生じた場合、仙台地方裁判所又は仙台簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条(協議解決)

本規約の解釈に疑義が生じた場合、または本規約の定めのない事項については、当社及びユーザーは、誠意をもって協議し解決するものとします。

以上

2017年6月1日 制定
2024年6月1日 改定